

大洲市学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の締結について

大洲市学校給食センター整備運営事業に係る事業契約については、平成23年5月16日に仮契約を締結いたしました。その後、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定により、平成23年大洲市議会第3回定例会に議案を提出し、6月28日に市議会の議決を得て本契約として成立したことを報告します。

平成23年7月14日

大洲市長 清水 裕

- | | |
|---------|--|
| 1 事業名 | 大洲市学校給食センター整備運営事業 |
| 2 契約方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| 3 契約金額 | 3,619,728,000円に事業契約約款の定める方法により算定した金利設定、物価変動、食数変更による増減額、市のモニタリング等による減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内 |
| 4 契約相手方 | 大洲市富士119番地
株式会社大洲給食PFIサービス
代表取締役 山口 賢一 |
| 5 契約期間 | 議会の議決のあった日から平成39年3月31日まで |
| 6 事業場所 | 大洲市富士119番及び同62番 |
| 7 事業内容 | (1) 本件施設の整備業務
(2) 本件施設の維持管理業務
(3) 本件施設の運営業務 |